第 四 百 六 + 四 号

令

和

年

増 刊 (1)

規 則 第 号 則

税

務

課

○福岡県税条例施行規則の 部を改正する規則

規

目

次

福岡県税条例施行規則の 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

令和六年一月十九日

福岡県知事 服 部

誠太郎

福岡県規則第二号

福岡県税条例施行規則の一 部を改正する規則

る。 岡県税条例施行規則 昭 「和三十年福岡県規則第十八号) 0) 部を次のように改正す

よる申請書に」を削る 第四条中 同項に規定する納税地外に住所等を有する納税管理人の申請は第二号の一 「の申告」 の 下 に 「又は申請」 申告書」 の 下 に 「又は申請書」 二様式に

を、

収義務者」に改める。 第十条の二第一項から第 一項までの規定中 「特別徴収義務者」 を 「納税者又は特別徴

める。 第二十五条の二第一号中 「第四十八条第三項」 を 「第七百三十九条の五第三 項 に改

第三十一条第二十七号中 第 「債務者等がある場合の滞納者」 を削

一十五条の見出し中 「県民税」 の 下 に 「及び森林環境税」を加え、 同条中 「行なう

を 「行う」に改め、 「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える

二十六条の見出し中

県民税

を

「個人の県民税及び森林環境税」

に改

め、

同

月 九 H 一県民税」 第三十六条の二の見出 の 下 に 「又は森林環境税」

人県民税」 を 「個人の県民税及び森林環境税」 し中「県民税」の下に を加える に改める 「及び森林環境税」を加え、

同条中

個

第四十六条の八から第四十六条の十まで 削除

第四十六条の八から第四十六条の十までを次のように改める。

同条第二項及び第四項中 第四十六条の十一第一項中 「付則第八条の四第五項」 「付則第八条の四第四項」 を を 「付則第八条の四第三 「付則第八条の四 第 項 項 に改 に

第四十七条第 一項中 「付則第八条の四第六項」 を 「付則第八条の四第四項」 に 同

渡証用紙」に改める 第七十条の六第一 第四十九条中 |項及び第四項中 「第二十] 一項中 「付則第八条の四第七項」 二条第 自動車用炭化水素油譲渡証」 一項及び条例別表_ を 「付則第八条の四第五項」 を 「第二十] を「、 自動車用炭化水素油譲 |条の規定 に改める。 に改める。

様式目次中

定期発行日 每週火金曜日

 の 二十 の 二								八十の二						
不動産取得税徴収猶予(取消)通知書							月子末の得り名言・『言言』	収导兑の数又酋予申青小 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産						
三二十四条の	の付せ 四則 八 条	三二六十五条のの	三二五三十十五条ののの	三二四 十十 五条 のの	三二十五条のの	三三十五条のの	二三二三十十五条三のの	二十条の		の付 [・] 四則 八 条	七三二元十五条のの	大三二3 十十 五条 のの	三二四十五条のの	コニー コニ十 五 五 の
 四 十 五 条	四の四十十二条	の四七六条	の四 の 六十 三 条	の四五十六条	の四四十六条	の三の三六条	の四二十六条	四十五条	四十七条	四 の 円 十 十 六 条 条	の四十六条	の円十六条	の四五十六条	の四四十六条
				K									を	
					0 =									
						不動産取得税徴収猶予(取消)通知書								
	二六三二 <i>王</i> 十 十十 条 五条 の のの	五 条	三二三三十五条三のの	三十五条のの	三二三十五のの	二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		の四八条	七三十五のの	六三二十五のの	五三二四 十十 五条 のの	コニニョ 十十五条のの	三二十五のの	二 二 二 十 五 条 の
の四 のE ++ 七十 -六 条 第	四の四十六六条条条	の四五十六条	の四の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の円の	の円十六条	の四二十六条	四十五条	四の四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	の円十六条	の四七六条	の十六条	の四五十六条	の四四十六条	の四三十六条	の二十六条
		Ę									を			

の三 不動産取得税徴収猶予通知書

三二三二 十十十十 五条四条 のの の

四十五条

四十六条

の三 不動産取得税徴収猶予通知書

三二三二十十五条四条ののののの

四十五条

四十七条

四十六条

三二六 十五条 のの 三二五 十十 五条 のの 三二四 十十 五条 のの 三十五の の円別八条 付則九条 の四四の四の四 二十十十十十 八七一六 、 条条 条 条 四十六条 四十六条 の五十六条 四十六条

に、

五三二四十十五条のの

の五十六条

三十五の

四円六条

三三二十五条のの

四十六条

改める。 第二号様式を次のように改める。

改める。 の八十一の 第一号様式中「、又は齊卧」を「、齊卧し、又は物件の提示若しくは提出の要求」に の八十一 0)

(削除)

を

報

不動産取得税の減額申告書 雇用する事業所の施設関係)還付申請書

三三二十五条のの

の三二二六条

(心身障害者を多数 の四川八条 四十六条

の付七 四則 八 条 三十五のの 三十五の 付則九条 四十六条

の四四の四 二十十十 八七 条条 条条 四十六条

を

K

第2号様式 (第4条関係)

兖 稅 徊 型 \succ 罚 定 変 浬 承認申請書 $\exists \exists$ **#**

福岡県 県税事務所管内において、私の納付(納入)すべき

に係る納税に関する一切の事項を処

理させるため、次のとおり納税管理人を定めたので(変更しましたので)承認を申請 します。

納税管理人を定めた (変更した) 理由		党 孫 苗
	氏 名 称	住 所 所在地
		県
		市縣
		本 町
	生年月日 設 立 日	電話番号
	年	
	月 日	

年 压 Ш

福岡県 県税事務所長 礟

納税義務者

推 納税地内に納税管理人を設定する場合は「申告」を、 納税地外に納税管理人を設定する場合は「承認を申請」を○で囲んでください。

第2号の3様式 (第4条関係)

绺 稅 卿 型 \succ K 野 定 嚣 定 # 1111

私は、納付(納入)すべき に不在の状態にありますが、次の理由により、福岡県 県税事務所管内における私の納付(納入)すべき県税に係る納税に関する事項の処理に支障がないので、納税管理人を定めないことを認定されるよう申請します。

納税管理人を定めない理由(県税にかかる納税に関する事項の処理に支障がない理由を具体的に記載してください。)

仲 圧 Ш

県税事務所長 骤

福岡県

納税義務者

特別徴収義務者

在 所 所 在 地 氏 名 名 教 個人番号又は法人番号 電 話 (—

第25号様式その2 (第17条関係)

		受付	护印									Г						
		1											登録	禄番号				
		1	الرمــ		更	正	請	求	書									
					納税義	務者に	又は特	寺別復	數収義	務者								
		年	月 日			<i>(</i>)		FIC.										
						住マル	は所る	所 在地										
						氏		名										
福	高岡 児	1	県税事務	所長 殿		又	は々	3 称										
						個。	人番	号又に	は法人	番号	(右語	古で記	已載)					_
地方	7税法	法第20	条の9の3	第1項、第2	2項の規定	定によ	にり、	以下	「のと	おり記	青求し	ます	0					
税目						#	1告書	きの指	出年	月日					更	正	又は	
										• • •					_ 次	定定に受け	り連	知日
更正請求の		年	月分から			•	•						•	•				
求						•	•						•	•				
期間		年	月分まで															
\ [2	<u> </u>			更正前の	嫍							重	正 從	きの客	質			
月 月	子					dest:	k-k-			⇒m	1M Lat 3/		业 仮	(V) fi		4 <i>H</i> 155	k-k-	
別	\		課税標準等	寺	税	額	等			課	税標準	声等			砂	額	等	
合 訃	+																	
請求の																		
理																		
曲 #: #:				リジンマケーバー														

備考 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請求をする場合には、 「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第25号様式その3 (第17条関係)

			決裁	裁	係員	Į	係县	美	課長		副所長	所	長		整理	番号	7	
受付	- ⊓		年											*				
又171	- 1₁		月												照合	番号	<u>1.</u> 7	
(^	``\		日											*				
)				住	Ē	折											
`*			納和	兑	(所	在地	ī)											
年	月	日																
福岡県	3/4 FIC. E	日 元	義務和	者	氏	4	名											
県税事	務川長	殿			(名	名称)		(,	電話		_	_)				
		•			動 車 自動車		(環	境性	:能割)	更正	E請求書							
地方税法第2	20条の 9	の3章	第1項				によ	Ŋ.	以下の	トナ	おり請求し	ます。						
- LO 7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	207(17)	, ,, 0,	17 1 /	1 /1/2	2 7.7	79674			車両) 有			<i>5</i> . / 6						※印欄は記載しないでください。
																		欄は
自 動 車	福岡																	記載
の 内 容	北九州																	した
	久留米 筑豊	:																ないで
	巩豆																	く
申告書提出		年	. <u>j</u>	1	日月	更正	又は治	央定の	の通知	を受	:けた日		3	年	月	İ	日	たさ
年月日			1						~ ~		1							\ ,
区		分				課和	脱標準	售等				税	額	4	等			
更 正	前の	額								F.							円	
更正	後の	額								円	I						円	
請求																		
の理																		
由																		
*			事	務	処	理	事	項										
通知書発送年	月日			年	F	月	月	誹	査年月	日			_		-		<u>1</u> ′′	
番	号			第			号	誹		員			年	Ξ)	月	日((
144-14 A.T. =					76.10	h 1				2 400	4 51 457		Lil Ne	1.1.				

備考 令和5年1月1日以後に納税義務が成立する自動車税又は軽自動車税の環境性能割に係る更正の 請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

11

第25号様式その5 (第17条関係)

県民税株式等譲渡所得割の更正請求書

-	受付印																		
				法	人	番	号												
	年		日		義	所有	E地				<u>I</u>					<u> </u>			
福岡」	平 県西福岡県和			別徴収	務 者	名	称												
地	方税法第20多	その9	の3第1項	頁、第	第25	頁の規	見定り	こよ	り、	、以下	ゔの	と‡	うり	請	求	しま	す。		
更正		年	月分から			納	入申	告書	事の	提出年	丰月	日				更』			
更正請求					月分		•	•		月分		•	•			受け			
の期間							•												
間		月分まで				•				•	•	'							
	区分	更正	の計	青求前	j						更工	Eの	請	求行	发				
月別		課	税標準等		税	額	等			課税	漂準	等			税	i 客	頁	等	
				円				円					円						円
合	計																		
請求	の理由																		

添付書類 ①道府県民税株式等譲渡所得割領収証書(納入申告書)の写し

- ②課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料
- ③都道府県間の申告の誤りがある場合は、都道府県別明細書

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税株式等譲渡所得割に係る更 正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。 (表)

2 7 号	様	t70	01 (第18条関係)			法	人の	県 民 事 業 特別法人	税 に	疑な 悪な 悪な 決定 及び 重	申	申 告 加 算 金 決定通知書 告 加 算 金額 執額告知書	
本	在	店地											日
	:人4									様		4년 DD 18 1년 4년 1년 2년 18 년 1	
	表									様		福岡県 県税事務所長 印	
11	v3C1	3								林	申告	管理番号 :当初	_
及び1	重加	算金	り更正・決定したのでi を合計した金額を別紙網	納付書に	によ	り、				までに指定金融機	期限	中午日 中午日 今日	
郵便	局又	は	金融機関、収納代理金融 に新 生する場合は、本税完新	納付して	てく	ださ	さい。				X	期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 期末現在の資本金の額及び	F
	業年				346	, ,				まで	ÿ	別不気化の表する。 (本語の) (本語の) (会) (報) (会) (報) (本語) (和語) (本語) (和語)	円円
41.2	#C T	100	法丿	人事第		į	()		**	79	法人県民税 ()	
		区	分	課税標	摩準額	Ą		円	税率	税額円		区分	H
			総額									課税標準となる総額法人税額・サリハ	
	法	所							100		-	本 県 分	
	第七十二	得							100		-	法 人 税 割 額 100 道府県民税の特定寄附金	
	条	割	計						100		法	税 額 控 除 額 税額控除超過額相当額の加算額	
	の二第		軽減税率不適用 法 人 の 金 額						100			外 国 子 会 社 控 除 額	
	項	付加	総額						100		人	外国の法人税額等控除額	
	第一号	価値割	付加価値額						100		1	仮装経理に基づく控除額	
更正	,,	資本	総額								税	利 子 割 額 の 控 除 額 (控 除 し た 金 額)	
決定		割	資本金等の額						100		割	差 引 税 額	
	第二	収入	総額								111	納 付 確 定 分	
是認による	号	割	収 入 金 額						100			租税条約の実施に係る控除額	
税		所得	総額									既還付請求利子割額が過大で ある場合の納付額	
額		割	所 得 金 額						100			差 引 増 減 税 額	
		付加価	総額								均	事務所等を有していた月数	
	第三号等	値割	付加価値額						100		— 等	円 × <u>12</u>	
	等	資本割	総額								割	納 付 確 定 分	
		121	資本金等の額						100		-	差引增減税額	
		収入割	松額収入金額									県 民 税 総 額	
			合計	1 11 +	*	£ö	嫍		100		分	総額	
		利	子割額に関する計算	# 7	* T	174	ци				分割基準	事業税1	
利	子		刺 額		į	納	f	ナ 確	定分			福岡県	
			金額		╁	差	51		税額		1	事 業 税 2 総 額	
控除	する	5 E 8	ができ		t		第一	所得割に	係る税額		玉	国税処理年月日	
既に	:還作		対求した		٦.		号第一	収入割に	係る税額		法第第	重加对応所得金額	
利子既還			子割額		- 1 1	特引去人事業脱額	号第三号等	収入割に	係る税額		一項第一		
が追 納付		である	5場合の		7	人事業	等				一条の一	重加対応資本金等の額	
					1	脱額		納付荷	確定分		第一	重加対応収入金額	
						Ī	差	引増	咸 税 額		号	重 加 対 応 所 得 金 額	
	過	通	常分			L					-	重加对応付加価値額	
	少申告.	_	%加重分						× 100		第三号	重加対応資本金等の額	
	加算金	既	こ納付の確定した当					差引增	減金額		等	重 加 対 応 収 入 金 額	
	747		分の加算金						× 100		福	富岡県分重加対応税額	
事業税	不申		%加重分						× 100				
法人事業税・特別法人事業税	申告加算金		 後累積納付税額が300万	 可用超の	とき				100		1		
法人事	算金	1 0	%加重分						× 100				
学業税		既期	こ納付の確定した当 分の加算金					差引增	減金額]		
	重	通	常分						× 100				
	加算金	_	%加重分					1	×-100				
	亚		た納付の確定した当 分 の 加 算 金					差引增	減金額		還	付 と な る 利 子 割 額	

(裏)

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求 の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福 岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

三十六号の二様式中

内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は」に、 岡県収納代理金融機関」を「収納代理金融機関」に、「福岡県内の郵便局、」を「九州 書」い、「福岡県指定金融機関」を「指定金融機関、指定代理金融機関」い、「福 一十七号様式その三中「お常議殿や心計した段盤」を削り、 「納付書」を「納入(<u></u>を

「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

第二十七号様式その五中「福岡県指定金融機関」を「指定金融機関、指定代理金融機

ササ。」を加える。 、」を「九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は」に改め、「並 てください。」の次に「なお、延滞金が発生する場合は、本税完納後に納付書を送付し びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金」や売り、 関」に、「福岡県収納代理金融機関」を「収納代理金融機関」に、「福岡県内の郵便局 「納付し

理金融機関」
い、「福岡県内の郵便局、」や「九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀 」や「指定金融機関、指定代理金融機関」以、「福岡県収納代理金融機関」や「収納代 行若しくは悪便局又は」に改め、 第二十七号様式その八中「江高議館や合計した段鑑」を削り、 「福岡県指定金融機関

「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

を

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。 に改める。

付)書」に、「福岡県指定金融機関」を「指定金融機関、指定代理金融機関」に、「福 岡県収納代理金融機関」を「収納代理金融機関」に、「福岡県内の郵便局、」を「九州

第二十七号様式その九中「い酒涌絵や合計した絵鑑」を削り、「磐付書」を「巻入(

内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は」に 「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

に改める。

小約 特別徴収義務者」 稅 箹 稅

特別徴収義務者 * に、 「州門」を「州門」に改める。

第三十六号の三様式中

(Z) (Z) 類

鬥 及び「 (田澂 18cm×12.5cm) 」を削り、

同様式の

備考を次のように改める。

に改める。

無機 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員

」を「福岡県総務部税務課出納員」に改める

第三十六号の四様式中「浩方滋浜部48%に牌づく引鰲」を「引鰲戏」に改める。

第三十六号の六様式を次のように改める。

第36号の6様式 (第25条の2関係)

第58号様式(第31条関係)

	組合員等の持分の払戻等請求書	第	뭉
(組合等の名称) (代表者)		年 月	目
	様		

下記の滞納金額を徴収するため、払戻し(譲受け)の予告を行った滞納者の持分について、国税徴収法第74条第1項の規定の例によりその払戻し(譲受け)を請求します。

福岡県

県税事務所長

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 - なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税 事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

滞	組合	住()	居)所	:														
者	組合員等)	氏	名															
滞	年度	税	目	課税番号	年月2調定事由	分 連番		期限 期限等	税		額	*	•延滞金	:額	ţ	加算金	≵額	摘要
1113									-		円	法律	はによる	金額円			円	
納						I						法律	による	金額				
金												法律	による	金額				
nhazi	※ 潜	带納処分	分費	(法律によ	る金額)		•		•									円
額	本書	作成の	日ま	でに徴収す	一べき金額		千	百	Ī	+	,	万	千		百		+	円
		:	持分	の払戻し((譲受け)詞	清求の	予告を	した年月	月日				左	F	J.]	日	
請习		譲受け 持分の 等																
	理	ŀ	由															

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第74条第1項の規定の例により、組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求する場合 に使用すること。
 - 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号様式その1(第31条関係)(滞納者、第三債務者用)

		差	押解除	通知書		第		-	号
						年	月	ŀ	3
		様							
			福岡県	県税事務				6	->
				福岡県徴税吏	負			(F	10)
干	記財産の差	押えを解除します。							
滞	住(居)所								
納者	氏 名								
差細	名和	你、数量、性質	、所在、	その他	亨	き 押	年	月	日
解除							年	月	日
差押解除財産									
生									
備考									

- 備考 1 国税徴収法第80条の規定の例により、差押えを解除する場合に使用すること。 ただし、同条第2項第2号の規定の例により、滞納者へ通知する場合は、「解除 します」を「解除しました」に改めること。
 - 2 差押えを解除した財産について国税徴収法第81条の規定の例により、同法第5 5条各号に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者に対して差 押えを解除した旨等を通知する場合はその2(利害関係人用)と併せて作成す ること。
 - 3 「差押解除財産」欄の「差押年月日」欄には差押えを解除する財産の差押年 月日を記載し、その差押年月日が差押財産ごとに異なる場合には、それぞれの 異なる差押年月日を記載すること。
 - 4 「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 差押えを解除する財産が、動産又は有価証券等であって、当該財産を徴税 吏員又は第三者が保管している場合においては、その引渡しに関すること。
 - (2) 封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物の除去を滞納者等に行わせるときは、その除去に関すること。
 - (3) 同法第65条等の規定の例により取り上げた債権に関する証書等がある場合には、その引渡しに関すること。
 - (4) 差押解除の理由を記載する必要があるときは、その理由
 - (5) 差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対し、差押財産を引き渡した場合は、その旨
 - (6) その他差押解除通知書に記載することが必要と認められる事項
 - 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を 「福岡県総務部税務課」に改めること。

第61号の37様式(第31条関係)

	配当に関	する	合	意	申出書	書			
福岡県	県税事務所長殿						年	月	日
		SHIP.	у -Ь	 √.	住(居)所			
		滞	納	者	氏	名			
		関係	害害	先士	住(居)所			
		送	门具们	里 乍	氏	名			
何某のした	配当計算書に対する異議	の申出	1127	つしいて	こ 関係	者間で	下記の	とおり) 合音を

何杲のした配当計算書に対する異議の申出について、関係者間で下記のとおり台) 得ましたので、配当計算書を更正の上、配当してください。

	滞納者	住 (居)	所								
	者	氏	名								
異議を申し立てた配当計算書の	配	当年月	日	年	月	日	午	前後	時	分	
した	換	価 代	金								円
立てた	公	売 財	産								
配业	区分	氏		名	弄	i初金額	合意し	た金額	備		考
計	悪コ					円		円			
昇書 の	配当会										
内容	当金額の										
谷	明細										
	水田										

- 注 氏名又は代表者名を自署する場合は、押印は不要です。
- 備考 1 国税徴収法第133条第2項第2号の規定の例により、配当計算書について異議 のある者と関係者が配当計算書の更正に合意し、配当すべきことを求める場合 に使用すること。
 - 2 備考欄に異議の内容を簡記すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」 を「福岡県知事」に改めること。

		申請		- III	人用)				
下記のとおり申請します	ので	申		Λ					
よろしくお願いします。		福岡県		県税事	務所			Ī	
		11-11-11	<u> </u>	i B	1分 古 7分	r e			
		11	国岡県		:税事務店	川文		L	
申請は公務のためである。	ことを証明	します。							
商 (会社等の名前)									
会 社 番 号								-	
法 人 番 号									
本 店(支 店) (会 社 の 住 所)									
該当事項の□にレをつけ、「 □コンピュータ化に伴う登	記事項証明	書			<i>よ</i> ッチェ、				
*一部□に印をつけた! 請 求 ³	場合は石棟 事 項	 の口にも i	/FIIをつ	部		求	事	項	請求通数
①現在事項証明書(現在	効力がある	部分)	*商号	区・会	: 社狀能[ヌはどの	の請求り	こも表示	
□全部(謄本)			され	ます。		_10.0	> H13.14.	20101	
□一部(抄本) ②履歴事項証明書(コン	ピュータ化	:後の変更	□株式					=	
を含む			□目□役	的日					
□全部(謄本) □一部(抄本)				員 店	区				
③閉鎖事項証明書(①②)	以外の登記	事項)	口支 酉					-	
□全部(謄本)			ロそ						
□一部(抄本) □コンピュータ化に伴	う閉鎖謄本		(]	<u>×</u>)		
④□代表者事項証明書(1	代表権のあ	る者の証明	月)						
2名以上のうち1名 (代表者の氏名	のみを請求	:する場合)							
□コンピュータ化に伴う登記	記事項要約								
下記の区で請求できるの			ıます。	商号区	· 会社	犬態区に	はどの記	清求にも表	示されま
会□株式・資本区			<u></u>	□商	業登記簿	笋			
↑ □目的区 □ □役員区			社	口そ	の他 (
□支店区			以外						
社 □その他(区)						
□登記簿謄抄本・閲覧									
□閲 覧 □登記									
□申請□□申請□□	書附属書類	į (4	F 月	日	受付第	号)	(利領	害関係)
□閉鎖謄本 (4	年 月	日閉鎖)							
□閉鎖役員欄(年 月	日閉鎖)	그 소 ㅁ 쁘	_	ı ↑ г т шп	,		_4	- rt:\
□□抄 本 □役員村	懶 □目 年 月	的欄 [□商号欄 事項	L]支店欄	(ダ	(店)
□全部証明	1 /4	1132,40							
到皮間は(注上の理由)	티 1월 미국 국田 생년	117 A - 4			T. 46-101	₹ ⇒	コエ米ル	1人然10夕	ルトルケリ
	県税賦課徴 福岡法務局			支局			C 于	年 年	:により免暦 月
	六什护粉	手数料		出張所	Ť	日日づく	T-2/1 H	+	
交 付 通 数	交付枚数	十	受付		年	月	ŀ	∃	確認
		公用無料							1
			交付		年	月	ŀ		

第65号の2様式(第34条の3、第39条の2関係)

法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書

報

第 号 年 月 日

知事 殿

福岡県 県税事務所長 印

~	m =	L17	1	~	The O	L +3	n	· 田 在n	1 .	ます。

法人番号	変更前()	
(フリガナ)		_	
法人名			
主たる事務所等の 所在地			

事業年度	年	月	日から	申告期限の延長月数	事業税			月	資本金の額又は出資金の額	円
尹未午及	年	月	日まで	中日朔欧沙延安月数	県民税			月	資本金の額又は出資金の額 (解散時点)	H
通算・連結区分				災害等延長の申告期限		年	月	日	資本金の額及び資本準備金 の額の合計額	円
事業年度区分				法人区分					資本金等の額	円

税務官署の 通知年月日	年	<u>.</u> J	日	税務官署の 処理区分			減額更	
法人税申告 年月日	年	<u> </u>	日	税務官署の 申告区分			更正の	
申告処理 年月日	年	. J	日	申告処理区分	ā	税務署	理由	

			法第72条の2第1項第	1号に掲げる事業			
			年400万円以下		円		
			年400万円超 年800万円以下		円		
		所得割	年800万円超		円		
		111	計		円		
2里			軽減税率不適用法人の金額		円		
課税標準等の総額	法付加価値割						
準等	人事業税			円			
の総	税		法第72条の2第1項第	2号に掲げる事業			
祖			収入割		円		
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
			所得割		円		
			付加価値割		円		
			資本割		円		
			収入割		円		

			Щ
	(何	 定途秘匿金税額等)	円
		法人税割	円
		(非PE分)	円
	差引	所得に対する法人税額	円
		法第72条の2第1	項第1号に掲げる事業
		対象所得	円
		対象付加価値額	円
		対象資本金等の額	円
	重	法第72条の2第1	項第2号に掲げる事業
	重加算金	対象収入金額	円
	金	法第72条の2第1	項第3号に掲げる事業
		対象所得	円
		対象付加価値額	円
		対象資本金等の額	円
		対象収入金額	円
_			<u> </u>

	過少申告加算税額			円
	不申告加算税額			円
	重加算税額			円
Ī	16加算税対象所得金	額		円
	法第72条の2	第1	項第1号に掲げる事業	
	対象所得			円
過少	対象付加価値額			円
申告	対象資本金等の額			円
少申告加算金又は不申告加算金	法第72条の2	第1	項第2号に掲げる事業	
金叉け	対象収入金額			円
不申	法第72条の2	第1	項第3号に掲げる事業	
告加	対象所得			円
算金	対象付加価値額			円
	対象資本金等の額			円
	対象収入金額			田

Γ	N.	種類	内訳	総数	
	法人事				
分割	事業税				
基準					
		法人都道府県民税	Α.		人
		関係都道府県の事務所等所在地		分割都道府県数	

		税額控除超過	過額相当額の加算額の総額
		都道府県民税分	円
	外	市町村民税分	円
	国の	法人税割額から	控除すべき外国税額の総額
	法	都道府県民税分	円
	人税等の	市町村民税分	円
		(個別) 控除対象所	「得税額等相当額の控除額の総額
その他	額の始	都道府県民税分	円
他	控除額等	市町村民税分	円
	等	補正後	その従業者数の総数
		都道府県民税分	Д
		市町村民税	人
		軌道又は鉄道の売	上高とその他部門の売上高
	軌	道又は鉄道の売上高	円
	そ	の他部門の売上高	円
		•	

	対象法人税額	円					
	法第72条の2第1耳	頁第1号に掲げる事業					
	対象所得金額	円					
	対象付加価値額	円					
	対象資本金等金額	円					
仮	法第72条の2第1耳	頁第2号に掲げる事業					
仮装経理	対象収入金額	円					
-1.	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
	対象所得金額	円					
	対象付加価値額	円					
	対象資本金等金額	円					
	対象収入金額	円					
特定寄附金の合計額							

	対象法人税額		円						
	法第72条の2第	1項第1号に掲げる事業							
	対象所得金額		円						
	対象付加価値額		円						
租税条約	対象資本金等金額		円						
	法第72条の2第	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
	対象収入金額		円						
11.3	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								
	対象所得金額		円						
	対象付加価値額		円						
	対象資本金等金額		円						
	対象収入金額		円						
	は損事業年度の所得金額(欠損金額)		円						

備考

連絡先:

電話番号:

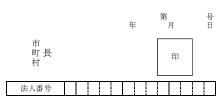
課税番号:

	殿													年	月	日
			_	i- m L.		±1) ~	ht v	-m -t M 1	m identic lets on VZ los				福岡県	県税事務	所長	
			Г	7町 শ	J 氏祝法人祝i	割に	·徐るi	米 祝作	票準額等の通知	11につい	, (
法人番号			変更前())										
(フリガナ)																
法人名																
主たる事務所等の所在地																
本都道府県にお ける主たる事務 所等の所在地																
		から		阴限					月			又は出資				
事業年度		まで	延長月数 災害等延長 <i>0</i>	由生	- 曲限				まで		金の額り	又は出資				
通算・連結区分			事業年度区分		1791144						質(解散 金の額 <i>》</i>	な時点) 及び資本				
			事業十段区)	J								合計額				
法人区分										資本金	金等の額	1				
脱務官署の 通知年月日			税務官署の 処理区分								\ulder-					
去人税申告			税務官署の								減額更正					
F月日 申告処理			申告区分申告処理区分								- の					
手 月 日			THICHEN								理 由					
7.4分有																
(使途秘匿金税額	等)	()	円		対象	於所得							
去人税割						円	重加	対象	中加価値額							
(非PE分)		()	円	算金	対象	段資本金等の額							
差引所得に対する	法人税額					円		対象	中以入金額							
	法人税額等		円			税額控除超過額相当額の加 算額の総額(市町村分))[]							
且税条約対象			円			外国の法 控除外国税額の総額(市町村			寸							
			— — — — — — — — — — — — — — — — — — —			円	人税額等 分) の額の控 (個別) 控除対象所得税額等相				相					
寺定寄附金の	一百百額					円	除額	等	当額の控除額の 補正後の分割							
重加算税額						, ,			村分)	22 110	200 (1111					
							重加	算税	対象所得金額							
係市町村事務所等	所在地	分割	 基準	関係	系市町村事務所	听等	所在均	b	分割基準	進	関	係市町村事	務所等所在地	分	割基準	
分割基準総数			人	13							20	6				
1				14	:						2	7				
2				15							2					
4				16 17				+			31					
5				18							3					
6				19							3:	2				
7				20				-			3:					
9				21				-			3					
.0				23				+			31					
11				24							3	7				
12				25					-		3	8	-			

/:±±:	

第66号様式 (第35条関係)

福岡県 県税事務所長 殿



年度 現年課税分 個人県民税及び森林環境税の賦課額 報告書

	項目	当 初 調	定 額 等	合計の	3 月 31 日 現	在の調定額等
	区分	均等割(⑦)	所得割(④)	異 動	均等割())	所得割(至)
	普通徴収分 (1) 円	円		円	円
県	年税額(本年度課税分) (2)				
	Dif	3) (()	
民	□ 並佐座舗鎖八本土佐座の□ 1 1.	4) (()	
税		5)				
	小 計 (1) + (5)					
額	退職所得にかかる所得割	6)				
	合計 (均等割+所得割+退職所得 割)	7)				
	普通徴収分 (8)				
市	特 一地區 (平 1 久城地方)	9)				
町	(製	0)				
村	. 収 前年度課税分で本年度の収入と 分 なるべき額	1)				
民	本年度分調定額 (9)-(10)+(11) (2)				
税	小 計 (8)+(12)					
額	1	3)				
	合計 (均等割+所得割+退職所得 割)	4)				
	普通徴収分 (5)				
森	110	6)				
環		7)				
境税	分なるべき額	8)				
額	(16)-(17)+(18)	9)				
		0)				
(7))+(14)	1)				
	民税、市町村民税及び森林環境税の 算額 (7)+(14)+(20)	2)				
県民	民税按分率(県・市町村) (7)/(2))	%			%
県臣	民税按分率(県・市町村・国) (7)/(12)	%			%
森林	林環境税按分率(県・市町村・国) (20)/(2	2)	%			%

	区分	項目	県民税均等割を 納める人	うち森林環境税を納める人	県民税所得割を 納める人	県民税納税 義務者(計)	県民税納税義 務者数の異動	県民税均等割を 納める人	うち森林環境税を納める人	県民税所得割を 納める人	県民税納税 義務者(計)
納	普通徴収人員	(23)	人	人	人	人		٨.	人	人	人
義	特別徴収人員	(24)									
粉	退職分離課税人員	(25)									
	合計 (23) + (24) + (25)	(26)									

摘要((3)欄(人)の算出説明、その他説明を要する事項等)

[当初(最終)の「翌年度の収入となるべき額」の分解] ・特徴按分率	
$\% = \frac{(2) ? + (2) ?}{(2) ? + (2) ? + (9) ? + (9)}$	Ø
・翌年度の収入となるべき県・市町村・国合算額 円 = (3)② + (3)② + (10)③ + (10)④ + (17)	Ø
・翌年の収入となる均等割の人員(国)	円
・翌年の収入となる均等割の人員(県・市町村) 要年の収入となる均 (県・市町村合算額 人 円	

- - 3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

第67号様式その1 (第35条関係) (滞納繰越分5月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

					第年	月		号日
		市				Γ		
		町	長				印	
		村				L]
法人番号								

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

④ 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
B 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
© 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

1 現年課税分

1	現中課稅分				
			令和6年	=度以後分	
	区 分	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	県民税の額(⑦×B)	市町村民税の額	森林環境税の額 (⑦ש)
1	本年3月31日現在の調定額	円			
2	本年4月1日から同年5月31日 までの間における調定減少額				
3	差引調定額 (①-②)		円	円	円
4	本年度中の収入済額				
(5)	還付未済額				
6	本年度中の欠損額				
	翌年度へ繰り越される額 ③- (④-⑤) -⑥	(1)	(11)	(ハ)	(二)
繰越	徴収猶予の額			摘要	
額の	滞納処分執行停止の額				
内訳	その他			1	
本生	F度中の指定金融機関等への県民	脱の払込済税額	(ホ)	•	円
収	入額のうち指定金融機関等への県	民税の払込未済額	④① - (ホ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

ſ	法第15条の7第5項に該当するもの									
Γ	件	数	県民税の額							
Γ		件		円						

2 滞納繰越分

2											
		令和5年度以前分		令和6年度以後分							
区 分	県民税・市町村民税の合算額	 県民税の額 (⑦×風)	市町村民税の額	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	宝 県民税の額 (ヴ×B)	市町村民税の額					
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			円							
② 前年6月1日から本年5月31 日までの間における調定減少額											
③ 差引調定額 (①-②)		円	円		円	円	円				
④ 前年6月1日から本年5月31 日までの間における収入額											
⑤ 還付未済額											
⑥ 上欄の期間における欠損額											
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③ - (④ - ⑤) - ⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)				
線 歯収猶予の額						摘要					
額 滞納処分執行停止の額											
内 訳 その他											
前年6月1日から本年5月31日までの 機関等への県民税の払込済税額	D間における指定金融	(h)	円	前年6月1日から本年5 ける指定金融機関等への	5月31日までの間にお り県民税の払込済税額	(i)	円				
収入額のうち指定金融機関等への県民	民税の払込未済額	④⑦ - (h)	円	収入額のうち指定金融 払込未済額	機関等への県民税の	⊕⊕ −(i)					

 滞納機越分県民税の不納欠損処理の内訳
 法第15条の7第4項に 該当するもの
 法第15条の7第5項に 該当するもの
 法第18条第1項に該当するもの うち滞納処分の執行停止期間中に5 年の時効到来により消滅したもの 中数
 共民税の額 中数
 件数
 県民税の額 中数
 件数
 県民税の額 中数
 件数
 県民税の額 中、 県民税の額
 件

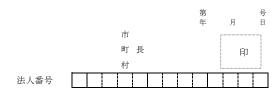
3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税 ・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(口) 円	(^) 円	(二) 円
滞納繰越分	(a)+(d)	(b)+(e)	(c)+(f)	(g)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第67号様式その2 (第35条関係) (滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿



年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

(A)	本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
B	本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
©	本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

1 現年課税分

			令和6年	度以後分	
	区 分	⑦ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	 県民税の額 (⑦×B)	市町村民税の額	森林環境税の額 (⑦×⑥)
1	本年3月31日現在の調定額	円			
2	本年4月1日から同年5月31日 までの間における調定減少額				
3	差引調定額 (①-②)		円	円	P
4	本年度中の収入済額				
(5)	還付未済額				
6	本年度中の欠損額				
	翌年度へ繰り越される額 ③- (④-⑤) -⑥	(1)	(口)	(/\)	(<u></u>)
繰越	徴収猶予の額			摘要	
額の	滞納処分執行停止の額			Ī	
内訳	その他				
	F度中の指定金融機関等への県民	税の払込済税額	(ホ)		円
収	人額のうち指定金融機関等への県	民税の払込未済額	④① - (ホ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条6	つ7第5項に該当するもの
件 数	県民税の額
件	円

2 翌年度へ繰り越される額の合計

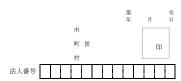
□ 五十次 林ヶ色CNOの欧ヶ日前				
区分	県民税・市町村民税 ・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(口)	(ハ) 円	(二) 円
滞納繰越分	(a)+(d)	(b)+(e)	(c)+(f)	(g)
合計				

- 注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。
 - 2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3(第35条関係) (滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県

県税事務所長 殿



年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

(A)	本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
(B)	本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
©	本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

1				令和5年度以前分			令和6年度	以後分		
区		分	⑦ 県民税・市町村民 税の合算額	⑦ 県民税の額 (⑦×A)	市町村民税の額	・ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	国 県民税の額 (労×B)	市町村民税の額	森林環境税の額 (ウש)	
	前年度	現年課税分	円			円				
① 滞納繰越分 当初調定額	のし	滞納繰越分							\setminus	
		計							\setminus	
 前年4月1日か での間における。	ら本 調定	年3月31日ま 減少額							\setminus	
③ 差引調定額(①	-2)		円	円		円	円	円	
④ 本年度中の収入	済額									
⑤ 還付未済額										
⑥ 上欄の期間にお	ける:	欠損額								
翌年度へ繰り越すべき本: ③ - (④ -			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	
繰 越 徴収猶予の額								摘要		
額 滞納処分執行停.	止の	額								
内 訳 その他										
本年度中の指定金融	機関	等への県民税の		(h)	円	本年度中の指定金融機 済税額	関等への県民税の払込	(i)	円	
収入額のうち指定金	融機	関等への県民種	党の払込未済額	④④ - (h)	円	収入額のうち指定金融 込未済額	機関等への県民税の払	(A) (D) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E		

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

	15条の7第4項に 該当するもの		5条の7第5項に 该当するもの		法第18条第1項に	うち滞れ	るもの 内処分の執行停止期間中に5 力到来により消滅したもの
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円	件	円

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

	°V	(10)4	f 7- 7	₹ ㅜ -	-× 4	1 / 1	۰۱۲ (۱	1 0/1	松子	被益	5 Jr	法に	3 世	有(4 e	ササ	ーボンをのり なのり は、各		, 1	各紙	3 2 1		雇兆	光〇〇万余八
を〇で囲むこと。 (払込者交付用)	◎現年課税分又は滞納繰越分の該当	へださい。	詳しくは裏面を御覧	福岡県指定代理金融機関福岡県収納代理金融機関	福岡県指定金融機関 領収日付印	約什場所	収しました。	上記のとおり領	合 計 額	発力 計	瀬	森 税 額	税小計	元 加算金	人延 滞 金	個 税 額 億 千 百 十 万 千 百 十 円		(私)心者) 用 号	月収入分	年度 1 現年課稅分 2 滞納繰越分	福岡県 県税事務所扱	個人県民税 領収証書 森林環境税	具税 1	(第1紙)
(金融機関保管用)					領収日付印		い込みます。	上記のとおり払	合 計 額	税 小 計	報	茶 税 額	稅小計	民 加算金	人 延 滞 金	個 税 額 億 千 百 十 万 千 百 十 円		(私込者) 用 方	月収入分	年度 1 現年課稅分 2 滞納繰越分	福岡県 県税事務所扱	個人県民税	県税	(第2紙)
(県税事務所送付用)		取引店 福岡銀行 店			領収日付印	用言フペッ。	及しましたので 演炎! キギ	上記のとおり領	合計額	超小計	瀬 沿 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	森 税 額	税小計	民 加算金	人 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [個稅 額 億千百十万千百十円		(私込者) 用 方	月収入分	年度 1 現年課税分 2 滞納繰越分	福岡県 県税事務所扱	個人県民税 額収済通知書	県税	(第3紙)

第70号様式その1 (第36条の2関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 号 日 月 市 町長 印 村 法人番号

払込日付

^{現年課税} ^{滯納繰越} 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定収入状況等報告書 年度

分) (月分)

L			訓	Ħ	定	額	(県	民税及	なび市	町村民	税の合	算額	(調	定	額	(県民税.	、市町	村民税	及び森	林環境	税の	合算額)	
	-		,		前月	までの		本		月		分		مكيلاء	21	100	45.1		-		^	前月:	までの		本	月		分			1 132	
	X		欠	ì	诵	計	調		定	額	減		額	差	引	通	計		×		分	诵	計	調	定	額	減		額	差引	通	計
	善	ì	_番 件	-数			()	()						普	ù	件数			()	()			
f	普徴	収	通 代 形	額							l								普徵	収分	税額	-		ļ								
T,	怯	Ę	州	-数			()	()						陆	另	件数			()	()			_
1	特徴	収分	>	抱額			ļ				ļ 								特徴	収分		-										
, 1			件	-数			()	()					令			件数			()	()			-
i 5		計	科	額							. 			1				和 6		計	税額	-								4		
_ =	且	並海		-数			()	()				=		退職	並 活	件数			()	()			-
	退 敞 听 导	普 通徴収分	7 7	額							ļ 							以	所得	普 通 徴収分	税額	-										
前 ¹ 6	D	佐 日	1.	-数			()	()					後分	0	佐 印				()	()			-
2E 3E	朱	特 別徴収分	秋	抱額			ļ				ļ 								祆	特 別 徴収分	税額	-										
毛しい	۲		件	-数			()	()						税ーに		件数			()	()			_
4	5	計	移	額			·				 			2					係る分	計	税額	<u>-</u>								5		
H		課税分			兑額		<u> </u>			円		定額計						ŀ		課税分	の県民					円	調(⑥=	間定額計 =④+①				_
H			加	算	金 0)種類	語		定		額	不	. ,	内 欠	損	額		ŀ			加質	1 金の	種類	調	7,	Ė	額	不		欠 :	損 額	_
1.	欠前	€加算∢	2.6			加算金		件			円	件					円		久台	加算金	VIR. 41s				+		円	1	_			_
- 1	11111	11/11/异分	不	申	告力	卩算 金													127 19	か昇る	不申	告 加	算 金									

(令	î和5年度以前分: リ	県民税及び市町村民	収入済 党の合算額、令和 6 4		、市町村民税及び名	兵林環境税の合算額)
	前月までの通計 (⑦)	本月分収入額 (⑧)	県民税・市町村民 税・森林環境税の還 付額(⑨)	県民税・市町村民 税・森林環境税のそ の他の増減額(⑩)	差引通計 (⑪=⑦+⑧ - ⑨+ ⑩)	収入未済額 (③-⑪) (⑥-⑪)	収入率 (⑪/③) (⑪/⑥)
令和5年度以前分							
令和6年度以後分							

	払い込む	べき税額		払込	額	
県民税	県民税払込 按分率(⑫)	払い込むべき税額 (⑬=⑪×⑫)	前月までの 払込額通計(4)	本月分の払込額 (⑮)	払込額通計 (16=(4+(5))	差引払込み過不足額 (⑬-⑯)
令和5年度以前分	※県・市町村の払込按分率					
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込按分率					
合計						

				払い込むべき税額			
森林環境税	森林環境税 払込按分率(⑰)	払い込み予定税額 (®=⑪×⑰)	⑨以外の還付等の額 (⑩)	還付等の額の通計 (②=®の通計)	⑩以外の返納等の額 (②)	返納等の額の通計 (②=②の通計)	払い込むべき税額 (②=®-②+②)
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込按分率						
				払辺	· 額		
			前月までの 払込額通計(20)	本月分の払込額 (⑤)	払込額通計 (26=20+25)	差引払込み過不足額 (②-汤)	

- 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別業で提出すること。
 2 現年課税分の調定件数を記載する場合は、県民税に係る件数のうち、新規に課税した人員のみを記載し、括弧書きには納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。
 3 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。
 4 その他の増減欄は、年度、科目の誤りによる更正又は誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。
 5 各種加算金については、県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、第70号様式を202を使用すること。
 6 不納欠損額(各加算金も含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。
 7 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。

第70号様式その2(第3	6条の2関係)			第年	月	号日
福岡県	県税事務所長 殿			-	71	н
			市: 町	Ę		
			村			ED
			法人番号			
	租在課刊					

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書

(分) (月分)

			収入済額(リ	具民	税及	び市	町村日	見税に	こ係る	5税タ	卜徴収	金の合算額)	収入済額(県民	税、i	十町村	村民税及び	森林	環境	税に係る税	外徴収金の合算	額)
区		分				令:	和5年	- 度り	以前名	}						令和6	年度	以後	分		
		刀	前月までの通計			本		月		分		差引通計	前月までの通計			本	月分			差引通計	
			(①)	収	入	額	(2)	還	付	額	(3)	(4=1+2-3)	(5)	収	入	額(⑥)	還	付	額(⑦)	(8=5+6-	7)
延	滞	金			_	_			_	_			F]		F.			円		H
過少	申告加	算金	円				円				円	円									
不申	告加拿	算金																			
重	加算	金																			

					県民税 に係る税	外徴収金の払込	金額			
		令和5年			度以後分	払い込むべき				
区	分	県民税払込按分率 (県・市町村) (⑨)	払い込むべき 金額 (⑩=④×⑨)	県民税払込抜分率 (市町村・県・ 国) (⑪)	払い込むべき金額 (⑫=⑧×⑪)	払い込むべき 金額の合計 (③=⑩+⑫)	前月までの払込 金額通計(個)	本月分払込金額 (⑮)	払込金額通計 (⑯=⑭+⑮)	払込未済額 (⑬-⑯)
延	滞金	%		%	円	円	円	円	円	円
過少	申告加算金		円							
不申	告加算金									
重	加 算 金									

				78K17	「米児仇 に下るか	じか以収金の払	並供			i		
区		分	按分率 (⑰)	払い込み予定税 額 (18=8×17)	⑦以外の還付等 の額(⑩)	還付等の額 の通計 (②)=⑲の通計)	その他の返納等 の額(②)	返納等の額の通計 (②=②の通計)	払い込むべき金額 (②=®-②+②)			
延	滞	金	%	円	P	P	巴	巴	円			
								前月までの払込 金額通計(29)	本月分払込金額(窓)	払込金額通計 (第=24+25)	払込未済額 (図-図)	
								円	円	円		円

- 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
 - 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分に総額を記載し提出すること。
 - 3 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

第71号様式(第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 号 年 月 日 印

市 町長 村 年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書 (分) (月から 月までの分)

		`			737) (A M-6		д ж Си	. 737						
					法人番号										- 1	
	区 分					基	数					徴」	収 取	扱 費	額	_
普通徴収に係る納	税通知書の数								件	1						
特別徴収義務者を	経由して納税義務者に交付	けする通	知書の数						件	2						
地方税法第328条0 数	り9の分離課税に係る更正	又は決	定通知書の						件	3						
1)+2+3				(A)					件	4)=	(A) ×	60円				円
個人の県民税に係 額	る徴収金で指定金融機関	等に払	込済みの金	(B)					F	5=	(B) ×	7 %				円
個人の県民税に係	る徴収金を地方税法第17 マは充当した場合におけ する金額			(C)					F	6=	(C) の	計				————— 円
	4の規定により還付した	過誤納	金に係る還	(D)					F.	7=	(D) の	計				円
地方税法第321条第	第2項の規定により交付し する報奨金の額に相当する		の県民税の	(E)					P.	8=	(E) の	計				円
賦課決定された納				(F)					人	9=	(F) ×	3,000	円			円
今回報告以前に年 者数(過年度交付	度を超えて税額が0円に 済額)	変更さ	れた納税務	(G)					人	10=	(G) ×	3,000	円			円
差引納税義務者数									人	(i)=(9-(0				円
所得割の額から控 条の9第3項の規	4の規定により控除され 除することができなかった 定により適用される同条算 ける当該控除することがで	た金額を 3項の	と同法第314 規定により	(H)					円	12=	(H)					円
合計4+5+6+	7+8+11+12					_		_								円
上記(A)~(H)の内	訳 ((G)を除く)			報 指定都市	表次の県民税 報告次の県! 報告次の県!		込按分率	医 (退	職分離語	果税以须	外)			兑払込 物	·分率」	という。) % %
区 分	月分			F	分				月分					計		
納税通知書の数 及び県民税の払 込済みの額	(件)	円	(件	:)	円	(件)		円	(A (B)			件)	円
過誤納金	(件)	円	(件	:)	円	(件)		円	(件)	円
還付加算金	(件)	円	(件	:)	円	(件)		円	(件)	円
前納報奨金	(件)	円	(件	:)	円	(件)		円	(件)	
納税義務者数												(L)				<u>円</u>
還付した額		人				人					人					人
		円				円					円	(H)				円

- 注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費に ついて適用されるものであること。 2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

 - (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。
 - (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税 相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額 (円未満端数切捨) とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。) 第2〜第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。) なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、令和6年度以後は下記の按分率を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の懲収取 扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税以外) 退職分離課税以外に係る前年度県民税確定按分率

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

第2~第4次分(退職分離課税以外) 当該年度県民税特定按分率

第2~第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

(F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。 第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数:4=a

第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a) ÷3=b

(当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数- (a+b)) ÷ 2=c 第4次分

第1次分 当該年度の賦課額変更報告書- (a+b+c)

第2~第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。

各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

- 6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。
- 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること
- 8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。
- 9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

41

第80号の2様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の11、第47条関係)

受付戶	Li Li						ļ	誹	₹ £	兑	番	号	課	税年	度
	`}—			1											
	1			住		所									
-	•	年	日	フ	リラ	ガナ									
福岡県		,		氏(名	5 7	名 称)									
			務所長殿				電	····· :話							
						号又									
						番号記載)									
1	主宅の用	に供する土	地等の取	得に	対す	る不動	動産	取	得税₫	徴収	7猶子	申請書			
福岡県税条例第	第20条の)33			1	住宅の	用	にも	共する	土地					
	第20条の)35 <i>0</i>) 9							適合既						
j.	第20条の)35の3				被収月 譲渡担			産の代 産	替不	動産		σ	TT: 4	帯に
j.	第20条の 第20条の	935の 5				再開発	会	社	里機構	の農	 1		対	す	る不
Į.	第20条の 第20条の	35の 7	1	規定より		土地改	て良	区(五版記 の換地 象住宅				税	の行	取得數収
		条の4第3 条の4第5	埧	. 6. /	i	改修工					に供	する土	書	を打	申請是出
						地 ()	l	ます	0
()												
		所 在 均	th,												
取得(代								構		造					
不動産			全						得年月			年	-		日
仕字な版復才	z.	л	<u> </u>								the state of	+			
住宅を取得する	م	予定年月日	∃						収猶 算式	丁 金	頟				円
収用される 譲渡する		(期間)		年	月		日	н	JF ~ V						
農地として使り 改修工事する	申する	(>À1 IH1)		年 年	月月	日かり日まり									
調査年月日		年	月	日	調調	査年,	月月	月員		年		月	日		即〇

第80号の2の2様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の11、第47条関係)

宅 \mathcal{O} 用 に 供 す 地 る +: 準 不 適 宅 震 基 合 既 存 住 代 被 収 用 不 動 産の 不 産 財 譲 担 保 渡 産 再 開 発 社 農 地 中 間 管 理 機 構 0) 農 地 土 地 改 良 区 0 換 地 改 修 工 事 対 象 宅 住 改修工事対象住宅の用に供する 土地

の取得に対する不動産取得 税の徴収猶予(取消)通知 書

6th	£Η	者	住		所					課課	税税	番年	号度					
納	税	有	氏		名					徴	収	猶戶月	予日		年		月	日
			所	在	地					税徴	収犭	りゅう かいかい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	額額					円円
取得	上不 動	産	種	類、	構					納	计す	べき	額					円
			造取年	、 用	途得日	年		月	目	徴取	収消	猶肖	予額					田
住宅を耐震は、	を取得す 女修する される ける	る	予年	月	定日	年		月	日	徴	収	猶	予	年	1	月	日7	から
農地はする	、 として値 Ľ事する	き 用	期		間	年年	月月		から まで	期			間	年		月	日	まで
														年		月	月	

様 福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった (付けで許可していた) 徴収猶予について、許可した (許可できない・取り消した) ので、通知します。

なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく 所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、 この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不許可(取消)理由該当条項

	(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。	
3 形式的所有権の移転に伴ら非職税に該当するもの、その伯職税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。	機数落在及に構造等質更格在用の影 発酵型として使用する場合の有効問 現は、翌年度の月からまっても、(例収 用のないものは無効)	
2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を 証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告さ れる場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。	新盤の中罕	
(編者) 1 自動車税の種別割は、その所有者が約税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が執税義務者となります。	記載要願17を参照	
文字はかい書で、ていねいに記入してくたさい。	概別期年税額、	-
減免額・減免後の額	AT MT B1 B2	民义名。
音	発 尋 区 分 記奏販億1.4 や参照 M 乗 福 メバリアフリー・ASV等回	住所 又は 又は 所在地
2.又名 龍西日江茶 話品		民文名名は称
申告・銀以外に当盟わる者	の内訳	住 所 又は 所在地 (フリガナ)
所 有 形 順 1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.譲渡担保 6.その他((左語で記入) 報 倉	拳 海 部
取 得 前 の 用 途 1. 営業用 2. 自家用) 年	1. 明治 2. 大正	2年 年 日 年 日 年 年 年 年 年 年 年 年 年 1 年 1 年 1 年
※()内は旧主たる定置場	商品車である場合	(7)カ*+) 氏 名 又は 々 卑
一次		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東西総重徴 単台番号(下7桁で可) 類別区分番号	- アパート・マンション及び開館番号を左詰で記入) 3.三編 4.鑑	又 (ア・ア) (ア・ア)
2 / (様けた引車)) 10.その他() 11.バス (一般質切用) 型 式	01. 栗用車 02. トラック 06. バス (一般乗合用) 種 別 1 ※	明由 ""
東東 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一 「	(中華 国
自動車段(環境性能劑・種別割)申告書(報告書) 知事殿 次のとおり申告(報告)します。 年 月 日	(新年) 2. 新規整数 (中古年) 現 1. 北瀬 2. 出版 2. 北瀬 2. 出版 2. 北瀬 3. 服務を除 3. 服務 4. 3. 服事 4. 3. 服事 4. 3. 服事 4. 3. 8. 4. 3.	申 1. 新規登録 告 区 分 8. その他(
1	(第71条の2、第72条開係) 断 規 用	一2号様式その「(別

(1)	4. その他	產	7. その街		增減額				
		処理年月日			胀				
Companies Comp		超		税				かいこと	ごは記入し
Companies Comp		± 5		0		額の合			名注称
Control		型数			載要領17	· -= /		者の住所、氏名等はこの欄に記入してくだ	П
Reference Ref				0	,	税額 月/	59		A 14:
	年月	別 割 ※	Я П	0		年規	和	者の住所、氏名等はこの欄に記入してくだ	⊞
「	_	猫	-	否 を参照	B1.B				がは
Registration Reg		 東先額・ 東先後の額		記載要領16	海 海 海	然質			. ½
(2000)			- 3	4 冷 微		i ii			とは
(株の大田 1995			1	0	/100	税額・	明 四		が存
(株の大の田田				0 0		課税標準	<u></u>		, γ (†, ¢, β)
2					_]]	領付加物の内訳	<u>u</u>		形は当
「	ス車)	3. 商品車 4. リー	自己所有 2. 譲渡担保 6.	, 000		4年 付 加	l		
1)	営業用 2. その他(0		(課稅標準基準		明治 2.大正 昭和 4.平成 令和	年日
1	強 ()	取得前の用		0 0		車両水			大は本
第 1	至の市町村名を記入	緬	主たる定量	めの後日の日初四軒三曲が	四曲年 (7)	月 901 州 10次			(A)
2	2.	1. 3.			CIII TO	计 泰 方 洛 苗 田			
2	燃料の種類	カ ローター数	kg 総排気量又は定格出	跡のた	東 さ kg(原動機の型式			作惠
2	類別区分番号	車台番号 (下7杯で可)	車両総重量	田 周 田	最大額載量	2. 小型 1. 当4. 概 2. 自 2. 自		ル・アパート・マンション及び棟室番号を左話で	(((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((<l>)</l>((((((((((((<l>)</l>((((((
2	进 共	曲	(抜けん引車 10. その他	04.トラック(けん引車) 05.トラッ 三輪小型 09.特種用途自動車(車 体 の 形 状	核) 03.トラック バス (その街 (自区分	01. 乗用車 02. トラック 06. バス (一般乗合用) 種 別	番地までを記入)	. (都道府県、	
2	# 	非		等 年 3.昭 5.令	画区分の次	正幅文/万等 ————————————————————————————————————	市(記入)	事 単種区分 (お話で記人)	進變文
	——————————————————————————————————————	佐(株光正肥町・塩川町)中口 次のとおり申告(報告)しま 初度祭録年	11年 (発車線・車工円) 上	・ C. 味の心が ・ C. の色) f品車)	公	神 3. 勝与 原 4. 所有権留保解除 因 5. その他((2) at /	- 和冈公

(4月75年2)
(元前で配入)
(
(
(E.M. VELLAX)
世 (
(Actin で配入) 模 信 付 加 物
(dc.likで配入) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入) (相) (dc.likで記入)
(在語で記入) (在語で記入) (本語で記入) (本語で記入) (4
明治 2.大正 明治 3.大正 明治 4.平成 中 日 日 日 日 日 日 日 日 の (無税標準基準額) 1. 営業用 2. 自家用 3. その他(2. 1 家用 3. その他(2. 1 家用 3. その他(3. その他(3. このとの 4. この 5. こ 5. この 5. この 5. こ 5. この 5. こ 5. こ 5. こ 5. こ 5. こ 5. こ 5. こ 5. こ
有効
英
1 等値 2 / 5型 1 貨機 展 原 原 単原総重限 原合語号 (下7杯で可) 類 50 区 分 様 写 原 大 債 機 展 原 国 展 展 単原総重限 原合語号 (下7杯で可) 類 50 区 分 様 写
- (都通行県、市町村名、締結までを記入) 用 01.乗用車 (2.1.トラック (第48) 103.トラック (第6第冊車) 04.トラック (第14.月車) 05.トラック (第14.月車)
「
「

	第(東西春) 朝 殷(申 市・報 布) 義 窓 春 所 布 春 使 用 春 田 香 信 で 成 人 女 名 田 春 住 で ス 又 名 全 日 電 器 は は と ス は は は は は は は と ス ス と ま と ま は は は は と ス ス を ま は は ま は に ま は は は ま と ま に ま は ま は ま と ま は ま は ま と ま に ま は ま と に る は ま ま ま と ま は ま と に と ス ス と ま は ま は ま は ま は ま は ま は ま は ま は ま は ま
	第113号様式その1 (第71条の2、第72条関係) 本
機 機 機 機 機 機 数 数 の 合 計 ()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	取 1. 光質 2. 相
2	課題 1.課題 2.非課題 3.課級免除 機別 機別 機別 機 4.
規の値別割は、その所有者が納税義務者 留保している場合は、使用者(買主)が 書等取引価額を証する書類の写し及ひ 報を添けしてください。なお、通常の取 は、これらの書館を含いてもとしまえた。 は、これらの書話と対象なが、これらの書がある。 当するものは、これを証する書類を添付	自動車税 (環境性能割・種別割) 申告書 (報告書) 知事聚

報